



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare

資料3

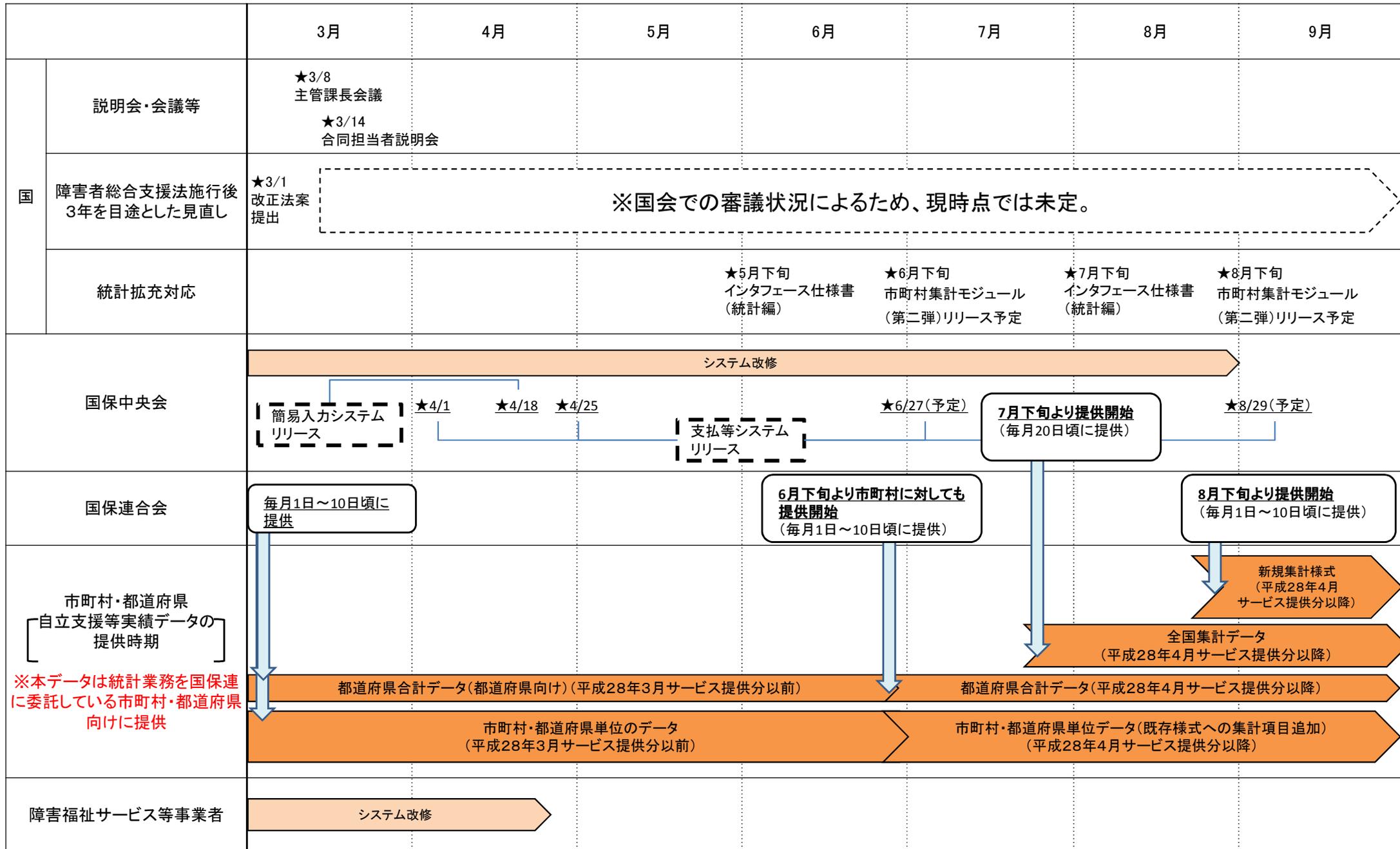
障害者自立支援給付支払等システムについて

平成28年3月14日

社会・援護局 障害保健福祉部 企画課給付管理係

1. システム関係の今後のスケジュール

平成28年度統計拡充対応等に係るシステム関係スケジュール



※本データは統計業務を国保連に委託している市町村・都道府県向けに提供

2. 平成28年4月インタフェース仕様書の主な変更点について

平成28年4月インタフェース仕様書の主な変更点について

平成28年4月からの地域区分の見直しや市町村審査用資料のCSV化対応に伴い、各システム間のインタフェースについても所要の見直しを行う。

インタフェース仕様書の主な変更点は、以下のとおり。

■ 共通編

変更内容	情報名	変更内容に基づく対応
地域区分の見直し	地域区分コード	平成28年4月以降児童施設経過措置事業所で使用しない地域区分コードを削除
	地域区分コード (障害児給付費)	平成28年4月以降指定事業所等で使用しない地域区分コードを削除
市町村審査用資料の CSV化	都道府県等審査用資料情報	インタフェース一覧に、以下のインタフェースを追加 ・「B7G1 エラー一覧表情報」 ・「B7H1 警告一覧表情報」 ・「B7J1 支給量オーバーチェックリスト情報」 ・「B7K1 請求時効該当確認リスト情報」 ・「B7L1 時効却下リスト情報」
	市町村審査用資料情報	インタフェース一覧に、以下のインタフェースを追加 ・「E7G1 エラー一覧表情報」 ・「E7H1 警告一覧表情報」 ・「E7J1 支給量オーバーチェックリスト情報」 ・「E7K1 請求時効該当確認リスト情報」 ・「E7L1 時効却下リスト情報」

■ 都道府県編

変更内容	情報名	変更内容に基づく対応
市町村審査用資料のCSV化	都道府県等審査用資料情報	以下のインタフェースを追加 <ul style="list-style-type: none"> ・「B7G1 エラー一覧表情報」 ・「B7H1 警告一覧表情報」 ・「B7J1 支給量オーバーチェックリスト情報」 ・「B7K1 請求時効該当確認リスト情報」 ・「B7L1 時効却下リスト情報」

■ 市町村編

変更内容	情報名	変更内容に基づく対応
市町村審査用資料のCSV化	市町村審査用資料情報	以下のインタフェースを追加 <ul style="list-style-type: none"> ・「E7G1 エラー一覧表情報」 ・「E7H1 警告一覧表情報」 ・「E7J1 支給量オーバーチェックリスト情報」 ・「E7K1 請求時効該当確認リスト情報」 ・「E7L1 時効却下リスト情報」
	都道府県等審査用資料情報	以下のインタフェースを追加 <ul style="list-style-type: none"> ・「B7G1 エラー一覧表情報」 ・「B7H1 警告一覧表情報」 ・「B7J1 支給量オーバーチェックリスト情報」 ・「B7K1 請求時効該当確認リスト情報」 ・「B7L1 時効却下リスト情報」

3. 地域区分の見直しについて

【概要】

障害児サービスに係る地域区分については、平成27年度報酬改定の際に、激変緩和のための経過措置期間を設けた上で見直しを行ったところである。

今般、人事院勧告に伴う「社会福祉施設等の措置費対象施設の地域区分」の見直しが、平成28年4月に完全施行されることを踏まえ、障害児サービスに係る地域区分の見直しを行う。＜参考1＞

【システムへの影響・対応】

I 台帳関係

- 地域区分が変更となる事業所については、事業所台帳情報（サービス情報）の地域区分コードの変更が必要となる。そのため、都道府県においては「事業所異動／訂正連絡票情報」を作成し、国保連合会へ登録する必要がある。
- 都道府県は、国保連合会において的確に点検処理がなされるよう、「事業所異動／訂正連絡票情報」の作成・国保連合会への提出に当たっては万全を期されるようお願いしたい。

※障害児支援の場合、「事業所異動／訂正連絡票情報」は「障害児施設異動／訂正連絡票情報」に置き換える

II 単位数単価

- 平成28年度の地域区分に対応した単位数単価を設定する必要がある。
※支払等システム及び簡易入力システムは、今回のリリースで対応予定。
- 事業所においては、簡易入力システムの更新が必要となるため、インストール等の作業が発生する。

事務連絡
平成28年2月1日

各都道府県障害福祉主管課(室) ご担当者様

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

地域区分の見直しについて

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、障害児サービスの地域区分については「厚生労働大臣が定める1単位の単価」(平成24年厚生労働省告示第128号)において規定されており、「社会福祉施設等の措置費対象施設の地域区分」の考え方を準用しているところであり、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定において、経過措置期間を設けた上で見直しを行ったところです。

今般、平成26年8月の人事院勧告に伴う「社会福祉施設等の措置費対象施設の地域区分」の見直しが、平成28年4月に完全施行されることを踏まえ、障害児サービスに係る地域区分についても、別紙のとおり見直しを行う予定としております。(注)

つきましては、別紙の内容を御了知の上、速やかに管内市区町村及び関係機関等に周知をお願いするとともに、内容に誤認等がありましたら2月8日(月)までにお知らせください。

(注) 障害者サービスの地域区分については、平成24年度報酬改定における見直しが平成27年4月に完全施行されたことを踏まえ、今回は見直しを行いません。

(別紙)

地域区分の見直しについて

障害児の地域区分の見直しについて

<現行（平成26年度まで）>

地域割り		8区分							
上乗せ割合		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
		18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%
対象地域	官署所在地	国家公務員の地域手当支給地域							
	官署が所在しない地域等	・ 上記の対象地域に三方以上囲まれている地域（首都圏、近畿圏内で、市に限る）（※上乗せ割合は、周辺の対象地域の区分を参考とし、独自に設定） ・ 以前官署が所在した地域（※上乗せ割合は、従前の区分と同様）							
対象とする市町村の区域の時期		平成18年4月1日							

<見直し後（平成28年度以降）>

8区分							
1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
国家公務員の地域手当支給地域							
・ 上記の対象地域に三方以上囲まれている地域（首都圏、近畿圏内で、市に限る）（※上乗せ割合は、周辺の対象地域の区分を参考とし、独自に設定） ・ 以前官署が所在した地域（※上乗せ割合は、従前の区分と同様）							
平成28年4月1日							

●地域区分の見直しによる報酬1単位単価の見直し

[見直し後の1単位単価]

<現行(平成26年度まで)>

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他		
		18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%		
障害児通所支援	児童発達支援センターの場合	11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円		
	児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円		
	主たる対象が重症心身障害児の場合	11.37円	11.14円	10.91円	10.76円	10.61円	10.46円	10.23円	10円		
	医療型児童発達支援(含:指定発達支援医療機関)	10円									
	放課後等デイサービス	重症心身障害児以外の障害児の場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円	
		主たる対象が重症心身障害児の場合	11.37円	11.14円	10.91円	10.76円	10.61円	10.46円	10.23円	10円	
保育所等訪問支援		11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円		
障害児入所支援	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	11.00円	10.84円	10.67円	10.56円	10.45円	10.33円	10.17円	10円	
		当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円	
	自閉症児の場合		11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円	
	盲ろうあ児の場合	盲児	併設する施設が主たる施設の場合	10.99円	10.83円	10.66円	10.55円	10.44円	10.33円	10.17円	10円
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円
		ろうあ児	当該施設が主たる施設の場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円
			当該施設が単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円
	併設する施設が主たる施設の場合		11.16円	10.97円	10.77円	10.64円	10.52円	10.39円	10.19円	10円	
	肢体不自由児の場合		11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円	
	医療型(含:指定発達支援医療機関)	自閉症児の場合		10円							
肢体不自由児の場合		10円									
重症心身障害児の場合		10円									
障害児相談支援		11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円		

<平成28年度以降>

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他		
		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%		
障害児通所支援	児童発達支援センターの場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円		
	児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円		
	主たる対象が重症心身障害児の場合	11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円		
	医療型児童発達支援(含:指定発達支援医療機関)	10円									
	放課後等デイサービス	重症心身障害児以外の障害児の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円	
		主たる対象が重症心身障害児の場合	11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円	
保育所等訪問支援		11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円		
障害児入所支援	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	11.12円	10.90円	10.84円	10.67円	10.56円	10.33円	10.17円	10円	
		当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円	
	自閉症児の場合		11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円	
	盲ろうあ児の場合	盲児	併設する施設が主たる施設の場合	11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
		ろうあ児	当該施設が主たる施設の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
			当該施設が単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
	併設する施設が主たる施設の場合		11.28円	11.02円	10.97円	10.77円	10.64円	10.39円	10.19円	10円	
	肢体不自由児の場合		11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円	
	医療型(含:指定発達支援医療機関)	自閉症児の場合		10円							
肢体不自由児の場合		10円									
重症心身障害児の場合		10円									
障害児相談支援		11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円		

●現行(平成26年度まで)の地域区分と見直し後(平成28年度以降)の地域区分を適用する対象地域の比較【官署が所在しない地域】

都道府県	市町村名	現行(26年度まで) 地域区分		28年度以降 地域区分	
埼玉県	狭山市	6級地	6%	6級地	6%
	蕨市	6級地	6%	6級地	6%
	新座市	6級地	6%	5級地	10%
	富士見市	6級地	6%	5級地	10%
	鶴ヶ島市	4級地	10%	5級地	10%
	ふじみ野市	6級地	6%	5級地	10%
	三芳町	6級地	6%	5級地	10%
千葉県	習志野市	4級地	10%	3級地	15%
	八千代市	4級地	10%	3級地	15%
	四街道市	4級地	10%	5級地	10%
	白井市	6級地	6%	6級地	6%
東京都	昭島市	3級地	12%	4級地	12%
	小金井市	4級地	10%	5級地	10%
	東大和市	5級地	8%	4級地	12%
	東久留米市	3級地	12%	2級地	16%
神奈川県	逗子市	4級地	10%	5級地	10%
	秦野市	6級地	6%	6級地	6%
	伊勢原市	6級地	6%	6級地	6%
	海老名市	3級地	12%	4級地	12%
	座間市	4級地	10%	4級地	12%
	綾瀬市	4級地	10%	4級地	12%
	寒川町	6級地	6%	5級地	10%

都道府県	市町村名	現行(26年度まで) 地域区分		28年度以降 地域区分	
愛知県	稲沢市	7級地	3%	7級地	3%
	東海市	7級地	3%	7級地	3%
	大府市	6級地	6%	6級地	6%
	知立市	7級地	3%	7級地	3%
	愛西市	7級地	3%	7級地	3%
京都府	長岡京市	7級地	3%	6級地	6%
大阪府	貝塚市	6級地	6%	6級地	6%
	松原市	5級地	8%	5級地	10%
	摂津市	4級地	10%	5級地	10%
	高石市	3級地	12%	4級地	12%
	四條畷市	7級地	3%	7級地	3%
	大阪狭山市	6級地	6%	6級地	6%
	忠岡町	6級地	6%	6級地	6%
兵庫県	川西市	6級地	6%	5級地	10%
奈良県	斑鳩町	7級地	3%	7級地	3%
広島県	府中町	4級地	10%	5級地	10%

※上記以外の市町村の地域区分は「その他」(0%)。

4. 行政不服審査法の改正について

【概要】

平成28年4月1日から施行される改正行政不服審査法(平成26年法律第68号)では、不服申立ての手続を「審査請求」に一元化するとともに、審査請求をすることができる期間(審査請求期間)が現行の60日から3か月に延長されることになる。

また、同法の施行に伴い、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第69号)により特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)が改正され、平成28年4月1日から、不服申立前置主義が廃止されることになる。＜参考1＞

※行政不服審査制度の改正においては、このほかにも、有識者から成る第三者機関への諮問手続の導入等、審査請求の事務処理に影響する内容が含まれる。

【システムへの影響・対応】

各種申請書等様式

●行政不服審査法関連三法の改正に伴い、各種申請書等の様式について、「不服申立て及び取消訴訟」に関する記載内容の見直しを行う。

※各種申請書等の参考様式については、後日、お示しする予定。

行政不服審査法関連三法の概要

行政不服審査法

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
行政手続法の一部を改正する法律

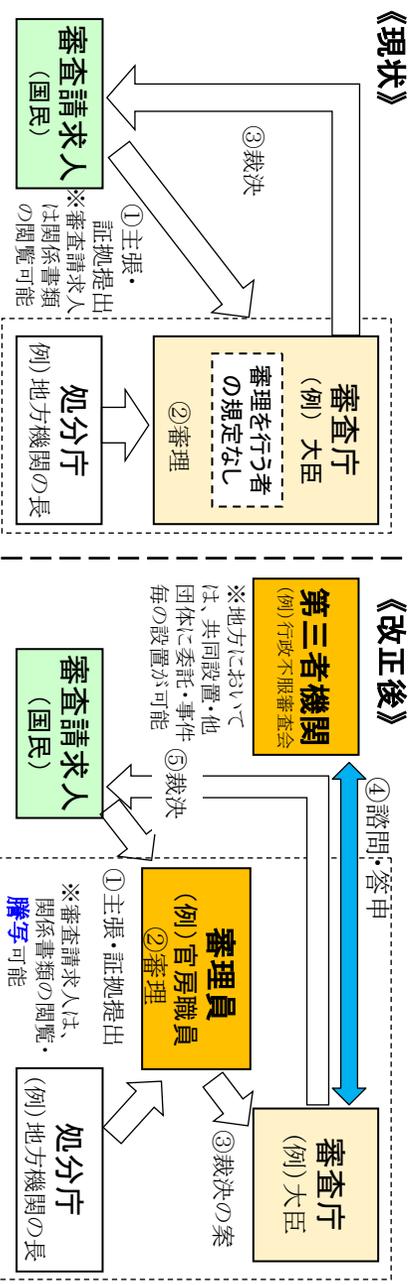
処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てる制度（不服申立て）について、関連法制度の整備・拡充等を踏まえ、①公正性の向上、②使いやすさの向上、③国民の救済手段の充実・拡大の観点から、制定後50年ぶりに抜本的な見直しを行った。

行政不服審査法

（公布後2年以内に施行）

○審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入

- ・ 処分に関与しない職員（審理員）が両者の主張を公平に審理
- ・ 有識者から成る第三者機関が大臣等（審査庁）の判断をチェック



○不服申立ての手続を「審査請求」に一元化

- ・ 「異議申立て」手続は廃止し、手続保障の水準が向上
- ※不服申立てが大量にされる処分等については「再調査の請求」（選択制）を導入

○審査請求をすることができる期間（審査請求期間）を3か月に延長（現行60日）など

※法律施行5年経過後に法律の見直しを検討

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（同上）

- 行政不服審査法の特例等を定める361法律について、行政不服審査法と同等以上の手続水準の確保を基本に、個別法の趣旨を踏まえ改正
 - ・ **不服申立前置**（不服申立てを経なければ出訴できないとする定め）の**廃止・縮小** など

行政手続法の一部を改正する法律（平成27年4月1日施行）

- 事後救済手続を定める行政不服審査法の改正に併せ、**国民の権利利益の保護の充実のための手続を整備**
 - ・ 処分等の求め（書面で具体的な事実を摘示して一定の処分又は行政指導を求める制度）
 - ・ 行政指導の中止等の求め（違法な行政指導の中止等を求める制度） など

5. 就学前の障害児通所支援における多子軽減制度の拡大について

【概要】

就学前の障害児通所支援における多子軽減措置については、平成26年4月から施行しているところであるが、平成28年4月以降、低所得の子育て家庭の更なる負担軽減を図る観点から、年収360万円未満相当世帯（世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯）について、第何子かを決定する際に算定対象となる者を、未就学児に限らずカウントすることとしている。＜参考1＞

具体的な内容等については、平成28年3月4日付事務連絡「平成28年度における就学前の障害児通所支援における多子軽減制度の拡大について（事前連絡）」を確認いただき、平成28年4月からの施行に向けた準備をお願いしたい。＜参考2＞

【システムへの影響・対応】

全般

- 多子軽減制度の拡大に伴うインターフェースの変更がないため、システムへの影響はなし

【台帳の整備】

- 多子軽減制度の拡大に伴い、例えば、就学児の兄弟や姉妹がいる場合、未就学児の中では一番年上であったため、多子軽減対象外となっていた児童について、平成28年4月以降は第2子軽減対象児童や第3子以降軽減対象児童として多子軽減対象となる場合が想定される。
- 支払等システムでは、多子軽減の対象者（第2子軽減対象児童、第3子以降軽減対象児童）であるかどうかは、障害児支援受給者台帳情報（基本情報）の「多子軽減対象区分」の項目にて管理しており、本項目の設定内容等により、請求された金額が妥当であるか（多子軽減対象者の場合は、多子軽減後の額として妥当であるか）のチェックを行っている。
- そのため、平成28年4月以降、新たに多子軽減対象となる、または多子軽減対象の区分が変更となる児童については、「障害児支援受給者異動／訂正連絡票情報」の提出等、台帳の整備が必要となる。市町村の障害児支援受給者台帳情報と事業者の請求情報の突合において、台帳の整備漏れ等による請求エラーが発生することのないよう、市町村におかれては、「障害児支援受給者異動／訂正連絡票情報」の作成・国保連合会への提出に当たっては万全を期されるようお願いしたい。

就学前の障害児通所支援における多子軽減制度の拡大について(案) <参考1>

○ 障害通所支援の利用者負担については、平成22年4月から、実質的な応能負担として、所得に応じた負担上限月額を設定(平成24年4月からは、法律上も応能負担を原則とすることを明確化)。

※ 障害児通所支援の負担上限月額

一般2世帯(市町村民税所得割28万円以上):37,200円、一般1世帯(市町村民税所得割28万円未満):4,600円、市町村民税非課税・生活保護世帯:0円
(負担上限月額については、低所得者対策として段階的に負担軽減措置を図ってきたところ。)

○ 平成26年4月からは、利用者負担の軽減を図るため、小学校就学前の児童(未就学児)が複数いる多子世帯について、2番目の未就学児の利用料を半額、3番目以降の未就学児の利用料を無料化(多子軽減制度)。

○ 平成28年4月以降、子育て家庭の更なる負担軽減を図る観点から、年収約360万円未満相当世帯について、多子世帯を、年齢を問わず複数の子がいる世帯とし、多子軽減制度の対象者の拡大を図る。

例:12歳児、5歳児(障害児支援利用)、3歳児(障害児支援利用)がいる世帯

【平成22年4月～】 ※一般1の場合

支援に要する費用(例)		利用者負担額
12歳児(就学児)	障害児支援の利用なし	—
5歳児(未就学児)	20,000円 → 10/100	2,000円
3歳児(未就学児)	40,000円 → 10/100	4,000円

負担上限月額4,600円 < 計6,000円

実際の利用者負担額

【平成26年4月～多子軽減対象】

※一般1の場合

支援に要する費用(例)		利用者負担額
12歳児(就学児)	障害児支援の利用なし	—
5歳児(未就学児) 【1番目扱い】	20,000円 → 10/100	2,000円
3歳児(未就学児) 【2番目扱い】	40,000円 → 5/100	2,000円

※未就学児をカウント対象

負担上限月額4,600円 > 計4,000円

実際の利用者負担額

【平成28年4月～多子軽減対象拡大】

※一般1のうち年収約360万円未満相当世帯の場合

支援に要する費用(例)		利用者負担額
12歳児(就学児)	障害児支援の利用なし	—
5歳児(未就学児) 【2番目扱い】	20,000円 → 5/100	1,000円
3歳児(未就学児) 【3番目扱い】	40,000円 → 0/100	0円

※年齢を問わずカウント対象

負担上限月額4,600円 > 計1,000円

実際の利用者負担額

事務連絡
平成 28 年 3 月 4 日

各都道府県市
指 定 都 市
児童相談所設置市

障害福祉主管部局 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

平成 28 年度における就学前の障害児通所支援における
多子軽減制度の拡大について（事前連絡）

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記については、平成 28 年 2 月 16 日付事務連絡において、具体的な内容等については追ってお知らせすることとしましたが、年収約 360 万円未満相当に対応する市町村民税所得割課税額を含めた軽減措置の具体的内容及び多子計算の算定対象となる者の範囲について整理を行いましたので、事前に連絡いたします。

各自治体におかれましては、平成 28 年 4 月からの施行に向けご準備いただきますよう、お願い申し上げます。また、各都道府県におかれましては、貴管内市町村への周知につき御配慮願います。

今後、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）等を改正し、これらの内容について規定することとしております。今回お示しする整理は現時点の案ですので、予めご承知おき下さい。同令等の改正規定が確定し次第、改めてご連絡をさせていただきます。

記

1. 平成 28 年度における年収約 360 万円未満相当世帯の取扱いについて
年収約 360 万円未満相当世帯（世帯の市町村民税所得割合算額が 77, 101 円未満の世帯（市町村民税非課税世帯及び生活保護受給世帯を除く。）である場合

については、第2子に係る障害児通所支援に係る費用を5/100、第3子に係る障害児通所支援に係る費用を無償とする特別措置の適用に当たり、第何子かを決定する際に算定対象となる者を、未就学児に限らずカウントすることとします。

2. 多子計算の算定対象となる者の範囲について

(1) 多子計算の算定対象については、次のように改正する予定です。

【現行の算定対象】 通所給付決定保護者の小学校就学前児童

【改正後の算定対象】 通所給付決定保護者と生計を一にする負担額算定基準者

(①通所給付決定保護者の児童、②18歳に到達する前に通所給付決定保護者に監護されていた者及び③通所給付決定保護者又はその配偶者の直系卑属(①②を除く。))

(2) 「生計を一にする」について

「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするのではなく、例えば、勤務、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」として取り扱うこととなります。

通所給付保護者が負担額算定基準者と同一の家屋に起居している場合には、明らかに「生計を一にする」と認められない特段の事情があるときを除き、「生計を一にする」として取り扱って差し支えありません。

また、児童手当法(昭和46年法律第73号)第4条第1項第1号等に規定する児童手当の支給要件児童に係る「生計を同じくする」や地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第8号に規定する扶養親族に係る「生計を一にする」と同義です。これらにおいて「生計を同じくする」又は「生計を一にする」ことが認定されている場合、当該認定をもって本制度における「生計を一にする」旨を認定して差し支えありません。他の法令において「生計を一にする」ことが要件とされており、当該認定がされている場合について、同様に本制度における「生計を一にする」旨を認定して差し支えありません。

(3) 「通所給付決定保護者に監護されていた者」について

「通所給付決定保護者に監護されていた者」とは、18歳未満であった時に、通所給付決定保護者に監護されており、現に通所給付決定保護者と生計

を一にする者をいい、通所給付決定保護者の児童が成長し、18歳に達した場合を想定しています。

また、通所給付決定保護者の実子や養子である場合のほか、両親を亡くした児童を祖父母やおじ、おばが保護者として監護しており、18歳に達した場合なども該当します。

(4) 「通所給付決定保護者又はその配偶者の直系単属」について

「通所給付決定保護者又はその配偶者の直系単属」とは、18歳に達した後、通所給付決定保護者と生計を一にすることとなった直系単属(通所給付決定保護者の児童又は(3)に該当しない者)をいい、通所給付決定保護者が再婚することにより新たに18歳以上の者を持つに至った場合や、通所給付決定保護者が18歳以上の者を新たに養子に迎えた場合などを想定しています。

3 その他

今般の改正後においても、年収約360万円未満相当以外の世帯についての扱いは従前と変更はありません。

(照会先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室
障害児支援係 小橋口、鹿江、藤田
TEL:03-5253-1111 (内 3102、3037)

6. 規制緩和(構造改革特区関係)について

【概要】

平成18年5月より、障害者が近隣において指定自立訓練事業所が少ないなど自立訓練を利用することが困難な場合に、構造改革特別区域法に基づく特例措置として、地方公共団体が、構造改革特別区域計画の認定を受けた場合には、当該区域内の介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業所において障害者を受け入れる「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害者の受入事業」を実施している。

すでに、生活介護(平成22年度)や短期入所(平成23年度)など指定小規模多機能型居宅介護事業所における構造改革特区の同様の特例措置が全国展開されているところであるが、今般、特区で行われている上記自立訓練についても、平成28年4月1日より「基準該当自立訓練(機能訓練)」及び「基準該当自立訓練(生活訓練)」として全国展開することとした。

なお、必要な通知改正等については追ってお示しする予定であるので留意願いたい。

【システムへの影響・対応】

全般

- 上記改正に伴うインターフェースや報酬等の変更がないため、システムへの影響はなし

【システムへの影響・対応】

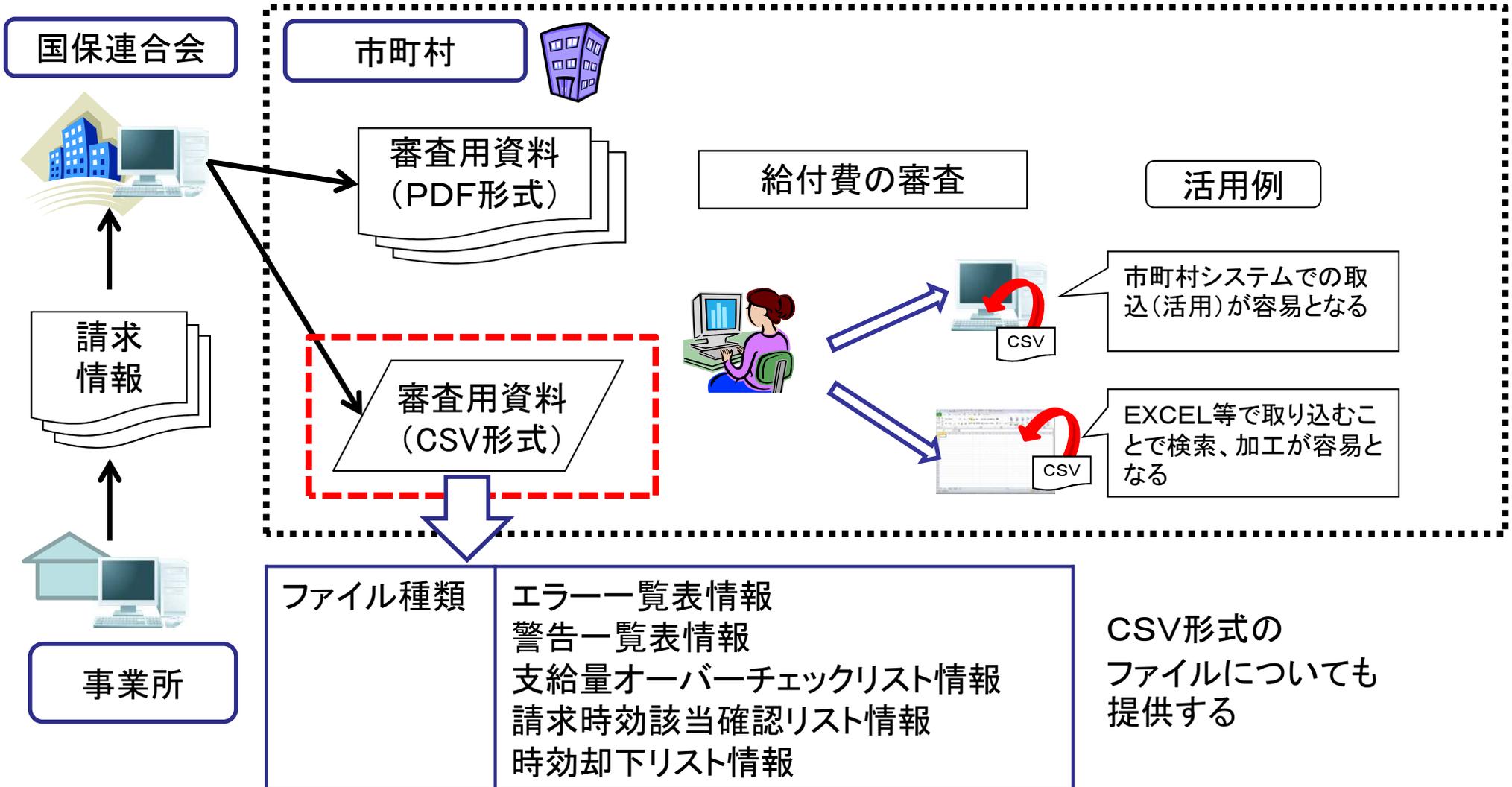
台帳関係

- 上記改正に伴い、平成28年4月以降、新たに基準該当自立訓練(機能訓練)事業所、または基準該当自立訓練(生活訓練)事業所として請求を行う場合、都道府県においては当該事業所の「事業所異動／訂正連絡票情報」を作成し、国保連合会へ登録する必要がある。
- 都道府県は、国保連合会において的確に点検処理がなされるよう、「事業所異動／訂正連絡票情報」の作成・国保連合会への提出に当たっては万全を期されるようお願いしたい。

7. 市町村審査資料のCSV化について

【概要】

現在、市町村審査にて使用する審査用資料情報については、国保連合会（支払等システム）から主にPDF（帳票）形式で市町村に提供されているが、審査用資料の一部データをCSV化したファイルで提供できるよう変更する。



8. 統計機能拡充について

安定的な医療保険制度等の構築

(障害児・者に対する相談支援の充実に係るシステム改修)

25年度補正予算：30億円

<課題>

- 国保連から自治体に提供される障害者福祉サービスの給付実績データについて、現行の自治体の自立支援給付支払システムでは、事業所単位での利用実態は把握できるが、**利用者単位での利用実態**は把握できない。

<概要>

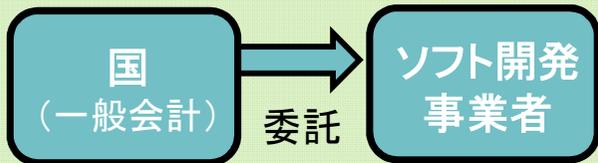
- 国保連から提供される給付実績データの**利用者単位での集計・分析機能を付加**させるためのシステム改修等を行う。

<効果>

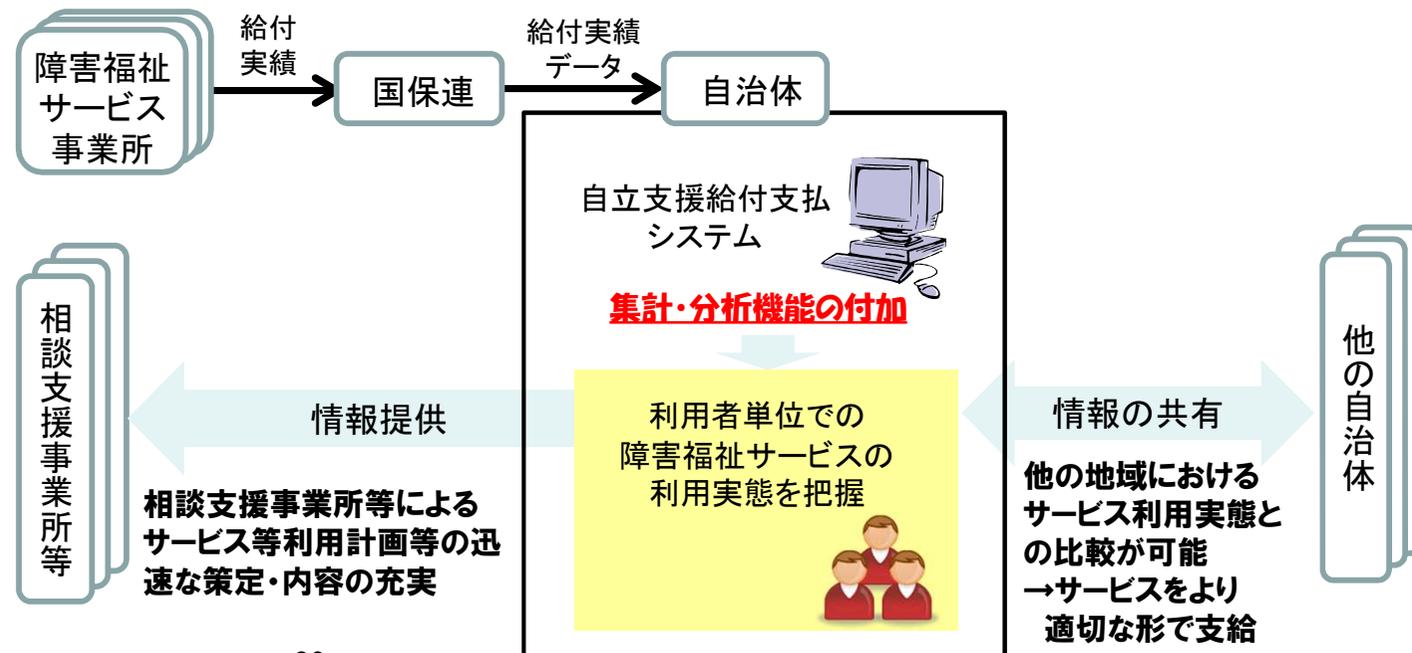
- 障害福祉サービスの利用に係る**利用者単位の情報を相談支援事業所等に提供**することにより、当該事業所等による**サービス等利用計画の迅速な作成、内容の充実等**に寄与。
 ※サービス等利用計画は、26年度末までに全てのサービス利用者が策定する必要。
- **利用者単位でのサービス利用実態を自治体間で共有**することにより、各自治体において、**他の地域におけるサービス利用実態との比較等が可能**となることで、サービスをより適切な形で支給。

【スキーム図】

システム改修用統一ソフトの開発(15億円)



自治体システムの改修(14億円)



9. 訪問系サービスに係る国庫負担基準の参考様式について

【概要】

会計検査院からの指摘に伴い、障害者自立支援給付費国庫負担金が適正に算定されるよう、平成27年6月5日付障害福祉課長通知にて、国庫負担基準額の具体的な算定方法等をまとめ、各都道府県を介して管内市町村への周知徹底の取り計らいをお願いさせて頂いた。〈参考1〉

現在、国庫負担基準単位内訳データを参照するための参考様式については、都道府県用と市町村用の2種類のファイル(以下、「貼り付けシート」という。)を自治体に向けて提供しているところだが、各「貼り付けシート」に貼り付けるためのデータのレイアウトが異なることから、自治体において使用する「貼り付けシート」を取り違えてしまうが生じている。

今般、「貼り付けシート」の取り違えを防ぐため、2種類の「貼り付けシート」を1つの様式として統一する(※)見直しを行う。

※都道府県用の「貼り付けシート」を廃止し、市町村の「貼り付けシート」を都道府県・市町村の共用とする。

【システムへの影響・対応】

統計関係

●現在支払等システムでは、都道府県用と市町村用の2種類の「貼り付けシート」に対応した国庫負担基準単位の貼り付け用データをそれぞれ作成し、自治体に向けて提供しているが、「貼り付けシート」の統一に伴い、都道府県向けの貼り付け用データについて、市町村向けの貼り付け用データと同じ出力レイアウトに変更(※)するよう、今回のリリースで対応予定。

※出力する項目の値に変更はなし。

【今後の運用】

●平成28年3月受付分までは、現在使用している「貼り付けシート」を継続利用し、平成28年4月受付分以降は、新たに提供予定の「貼り付けシート」を利用いただきたい。

障障発0605第1号
平成27年6月5日

都道府県
各 指定都市 障害福祉主管課(室) 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長

訪問系サービスに係る国庫負担基準について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素より格別のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、訪問系サービスに係る国庫負担基準につきましては、国庫負担基準単位を「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」(平成18年厚生労働省告示第530号)に定められている単位数を用いずに算定したこと等により、障害者自立支援給付費国庫負担金の算定を誤った自治体が見受けられることから、自治体が適正に国庫負担基準額を算定できるようにすべきとの指摘を会計検査院より受けたところです。

つきましては、障害者自立支援給付費国庫負担金が適正に算定されるよう、下記のとおり国庫負担基準額の具体的な算定方法等をまとめましたので、各都道府県におかれては、管内市町村への周知徹底方よろしくお取り計らい願います。